第八十四条第一項中「投票人名簿登録証明書」の下に「の交付を受けている場合又はその登録されている投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長から南極選挙人証の交付を受けている場合若しくは当該市町村の選挙管理委員会から選挙人名簿登録証明書」を加え、「その登録されている投票人名簿の属する」を「当該」に改め、「及び次条」を削り、同条第三項中「有効期間」の下に「及び返納」を加える。

第八十五条第一項中「をいう。以下この条、次条及び第百四十四条第一項において同じ。）で、南極投票人証又は投票人名簿登録証明書の交付を受けているもの」を「で、南極投票人証等又は投票人名簿登録証明書等の交付を受けているものをいう。以下この条、次条及び第百四十四条第一項において同じ。）（登録予定南極調査員（南極選挙人証又は選挙人名簿登録証明書の交付を受けている前条第一項に規定する投票人で、登録基準日において当該南極選挙人証又は選挙人名簿登録証明書の交付を受けた市町村の住民基本台帳に記録されていると見込まれるものをいう。以下この項において同じ。）を含む。以下この条及び次条において同じ。）」に、「する場合においては」を「する場合には、登録基準日後（登録予定南極調査員にあっては、法第二条第三項の規定により中央選挙管理会が国民投票の期日を告示した日以後登録基準日までの間）に、「欠けた場合においては」を「欠けた場合には」に、「次条において単に」を「第百四十四条第一項において単に」に、「南極投票人証（」を「南極投票人証等（」に、「が投票人名簿登録証明書」を「が投票人名簿登録証明書等」に、「、当該投票人名簿登録証明書」を「当該投票人名簿登録証明書等、当該南極調査員が登録予定南極調査員である場合には南極選挙人証又は選挙人名簿登録証明書」に、「第六十一条第九項各号」を「第六十一条第九項各号」に、「及び次条において「」を「において「」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に、「によって、法第六十一条第八項」を「により、法第六十一条第九項」に改め、「及び次条」を削り、「南極投票人証」を「南極投票人証等」に改め、同条第三項中「、法第六十一条第八項」を「、法第六十一条第九項」に改め、「上欄に掲げる」の下に「第八十二条の」を加え、同項の表第八十二条第三項の項中「第八十二条第三項」を「第三項」に改め、同表第八十二条第四項の項を次のように改める。

第四項	南極投票指定市町村（第八十五条第二項に規定する南極投票指定市町村をいう。以下この条において同じ。）の選挙管理委員会の委員長は、第二項
	、当該船員
	並びに当該南極調査員（第八十四条第一項に規定する投票人で南極投票人証又は投票人名簿登録証明書等の交付を受けているものをいい、第八十五条第一項に規定する登録予定南極調査員（以下この項において「登録予定南極調査員」という。）を含む。以下この条において同じ。）
市町村名	市町村名並びに法第六十一条第七項の規定による投票に係る請求である旨
	した船長
	した南極地域調査組織の長（第八十五条第一項に規定する南極地域調査組織の長をいう。以下この条において同じ。）
当該指定市町村	当該南極投票指定市町村
指定船舶等の航海予定期間	南極地域調査組織の南極調査期間（第八十五条第一項に規定する南極調査期間をいう。第七項において同じ。）

	船員の投票人名簿登録証明書等
	南極調査員の南極投票人証等（当該南極調査員が投票人名簿登録証明書等の交付を受けている場合には当該投票人名簿登録証明書等、当該南極調査員が登録予定南極調査員である場合には南極選挙人名簿登録証明書。以下この条において同じ。）
を船長	を南極地域調査組織の長

第八十五条第三項の表第八十二条第五項の項中「第八十二条第五項」を「第五項」に改め、同表第八十二条第六項の項中「第八十二条第六項」を「第六項」に改め、同表第八十二条第七項の項中「第八十二条第七項」を「第七項」に、「指定船舶」を「指定船舶等」に、

船員	南極調査員
ときに、並びに第八十二条の三第三項又は第四項の規定により投票送信用紙及び投票送信用封筒の交付又は引渡しを受けたとき	ときに、第六十一条第八項」を「第六十一条第九項」に、「投票人名簿登録証明書等」に、「南極投票人証」を「南極投票人証等」に改め、同表第八十二条第八項の項中「第八十二条第八項」を「第八項」に、「第六十一条第八項各号」を「第六十一条第九項各号」に、「、投票人名簿登録証明書」を「、第一項の規定により添えた投票人名簿登録証明書等」に、「この条」を「この項及び第八十二条の三」に、「にあっては」を「には」に、「及び投票人名簿登録証明書」を「及び当該投票人名簿登録証明書等」に改め、「ある旨」の下に「とし、当該船員が実習生である場合には、その氏名、住所及び当該投票人名簿登録証明書等の交付年月日並びに実習生である旨とする。」を加え、「南極投票人証」を「第八十五条第一項の規定により添えた南極投票人証等」に、

第二項	第八十五条第二項
投票送信用ファクシミリ装置	同条第二項に規定するファクシミリ装置

に改め、同表第八十二条第九項の項中「第八十二条第九項」を「第九項」に改め、同表第八十二条第十一項の項中「第八十二条第十一項」を「第十一項」に改め、同表第八十二条第十三項の項中「第八十二条第十三項」を「第十三項」に改め、同表第八十二条第十四項の項中「第八十二条第十四項」を「第十四項」に、「指定船舶」を「指定船舶等」に、「すべて」を「全て」に、

投票人名簿登録証明書、	南極投票人証、
指定市町村	南極投票指定市町村

を

指定市町村	南極投票指定市町村

に、「の投票人